

岡垣町最低制限価格設定基準

	平成21年8月1日
一部改正	平成23年8月1日
一部改正	平成25年9月1日
一部改正	平成28年4月1日
一部改正	平成29年4月1日
一部改正	令和元年10月1日
一部改正	令和4年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項及び岡垣町財務規則第98条第2項の規定に基づく最低制限価格の設定方法について定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 工事請負に関し最低制限価格を設定する場合には、予定価格に最低制限価格基準率を乗じて得た額とし、消費税額を含まない価格と消費税を含んだ価格の総額を定めるものとする。

ただし、その金額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、最低制限価格は予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる工事請負契約については、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

(最低制限価格基準率)

第3条 最低制限価格基準率は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合算額に対象工事の設計価格（消費税及び地方消費税を除く）を除して得た割合とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(端数処理)

第4条 最低制限価格を算定する際の端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

附 則

この基準は、平成21年8月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成23年8月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成25年9月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日より適用する。